

東京都舟運活性化事業費補助金交付要綱
「交通手段としての航路事業（環状航路事業）」

令和 8 年 4 月 1 日
7 都市基交第 1690 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、舟運事業者等による「交通手段としての航路事業（環状航路事業）」に対し、その経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定めることにより、舟運ネットワークの形成より舟運活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 交通手段としての航路事業 東京都内において、交通手段として航路を運航することを目的とし、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）に定められた一般旅客定期航路事業(同法第 3 条)を行うことをいう。
- 二 環状航路事業 交通手段としての航路事業に該当し、東京都が管理する日の出、お台場及び晴海の各船着場に加え、舟運事業者が任意に選定する船着場を 1 か所以上含めた 4 船着場以上を經由して環状的に運航する事業をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、「環状航路事業」であって、かつ、次の各号に掲げる要件に全て該当するものとする。

- 一 補助対象事業の実施期間内に年 300 日以上（実施期間が 12 か月に満たない場合は、当該期間の月数に 25 日を乗じて得た日数以上。月途中に開始する場合は、25 日を基準に按分する。）運航すること。
- 二 始発便の出航時刻から最終便の運航終了時刻までの運航時間帯が 8 時間以上であり、かつ、船舶の実運航時間が 8 時間以上であること。なお、実運航時間には、船員の休憩時間及び E V 船等において途中で充電を要する時間を含まないものとする。
- 三 回数券又は定期券を設定し、利用者が継続的に利用しやすい料金体系を整備するものとする。回数券又は定期券により乗船する場合の 1 回当たりの利用者負担額は、日常的利用に配慮する観点から 500 円を上限とする。なお、通常の乗船（都度利用）に係る料金設定は、補助対象事業者が任意に設定して差し支えない。
- 四 東京都が定める共通ブランド名及びロゴを、船体、案内表示、広報活動等の利用者向け媒体において使用しなければならない。なお、共通ブランドロゴの具体的なデザイン及び使用方法については、今後、東京都が別途定めるものとし、東京都が指定す

る期日以降、これに従って使用するものとする。共通ブランド名及びロゴの使用に関する基本的な考え方及びルールについては、別紙1「共通ブランド名及びロゴの使用ルール」によるものとし、具体的な使用内容、使用範囲、表示方法等については、事前に東京都と協議するものとする。

五 使用する旅客船は、旅客定員が13名以上のものとする。

六 補助対象事業者は、東京都が実施又は関与する舟運活性化に関する施策・会議・プロジェクトのうち当該補助事業に関連するものに参画し、民間関係者間（舟運事業者、エリアマネジメント団体、ディベロッパー等）の調整役として主体的に協力・提案・調整を行い、航路間や地域との連携に貢献できる実施体制を構築するものとする。

（補助対象事業者）

第4条 補助対象事業者は、海上運送法に定められた一般旅客定期航路事業若しくは不定期航路事業の許可を受けた舟運事業者又は運航の実施主体として事業を行い、前記舟運事業者に船舶運航の委託等を行う事業者とする。ただし、不定期航路事業の許可を受けた舟運事業者は、補助金の交付申請の前までに一般旅客定期航路事業の許可を受けなければならない。

（補助対象経費）

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費から、国庫補助金その他の補助金を控除した額とする。ただし、補助を受ける事業とそれ以外の事業とで共用する経費については、それぞれに係る経費を合理的方法で按分することとする。

一 人件費、燃料費、設備費等運航実施に要する運行経費

2 前項の規定にかかわらず、令和5年度から令和7年度までに東京都舟運活性化事業の補助を受けて新造し、又は改良した船舶に係る減価償却費は、補助対象経費に含めない。

（補助金の額等）

第6条 この補助金の交付額は、予算の範囲内であって、補助対象経費の2分の1以内の額とする。この場合において、算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付額の上限は、次に掲げるとおりとする。

一 運航経費は、当該運航日における全ての船舶の実運航時間の合計に応じて補助するものとし、次の区分に応じた額を上限とする。ただし、1日当たり40万円を上限とし、かつ、当該運航に係る事業費から運賃収入を控除した額を超えない額とする。

イ 8時間以上16時間未満の場合 1日当たり10万円

ロ 16時間以上24時間未満の場合 1日当たり20万円

ハ 24時間以上32時間未満の場合 1日当たり30万円

ニ 32 時間以上の場合

1 日当たり 40 万円

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助対象事業者は、この補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（第 1 号様式）、事業計画書（第 1 号様式別紙）及び次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した「運航計画書」

イ 航路の起点、寄港地、終点及びこれら相互の距離と時間（航路図をもって明示すること。）

ロ 使用旅客船の明細（予備船を含む。）

ハ 運航回数、発着時刻、運航日数、運航時間、経費の内訳及び補助申請額

ニ 運賃・料金の設定及び収入見込み

ホ 運航の安全に関する資料（運航に必要な許可等の状況が確認できる書類のほか、乗組員の資格を証する書類の写し、海上運送法に基づき提出した安全管理規定、保険加入状況が確認できる書類、事故発生時の連絡体制など）

二 その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第 8 条 知事は、前条に規定する申請があった場合において、所要の審査を行い、当該申請の内容が適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第 2 号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

第 9 条 知事は、前条に規定する補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第 10 条 補助金の交付決定を受けた者がその交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助対象事業計画変更承認申請書（第 3 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更決定及び通知)

第 11 条 知事は、前条に規定する申請があった場合において、所要の審査を行い、当該申請の内容が適正であると認めたときは、補助金交付決定額の変更を行うことができる。

2 知事は、補助金交付決定額を変更したときは、補助金交付決定額変更通知書（第 4 号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第 12 条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助対象事業中止（廃止）承認申請書（第 5 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認及び通知)

第 13 条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、所要の審査を行い、当該申請の内容が適正であると認めるときは、補助対象事業の中止又は廃止を承認するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助対象事業の中止又は廃止を承認したときは、補助対象事業中止（廃止）承認通知書（第 6 号様式）により、補助対象事業者に通知するものとする。

(事故報告)

第 14 条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助対象事業事故報告書（第 7 号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき、速やかに実績報告書（第 8 号様式及び第 8 号様式別紙）に関係書類を添付して知事に提出し、事業の実績を報告しなければならない。

2 前項の規定は、第 13 条の規定により知事が補助対象事業の廃止の承認をした場合について準用する。

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が、第 8 条の規定による補助金の交付決定の内容及び第 9 条の規定により当該交付決定に付した条件に適合するものと認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第 9 号様式）により補助対象事業者にその旨を通知する。

(補助金の請求)

第 17 条 補助対象事業者は、知事に対し、前条の規定により確定した補助金を請求するときは、請求書（第 10 号様式）により請求するものとする。

2 補助対象事業者は、補助対象事業の実施期間の 2 分の 1 が経過した場合、交付決定額の 2 分の 1 を超えない範囲で、概算払請求書（第 11 号様式）による補助金の概算払を請求することができる。

3 知事は、前項の規定による補助金の概算払の請求があったときは、交付決定額の 2 分の 1 を超えない範囲内で、これを交付することができる。

4 前条の規定により確定した補助金の額が、既に交付を受けた概算払額を下回った場合、補助対象事業者は、確定額と概算払額との差額を、知事に返還しなければならない。

(帳簿の保管義務)

第 18 条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

(申請書等の提出先)

第 19 条 この要綱に定める補助金の交付申請等の書類は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課に提出するものとする。

(細目)

第 20 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別途細目に定めるものとする。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもの及び第 20 条に規定する細目のほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

共通ブランド名及びロゴの使用ルール

1 ブランド階層と役割

共通ブランド名（仮称）：利用者に最も訴求する統一ブランド

共通ブランドロゴ：共通ブランド名を視覚的にデザイン化した標章

サブブランド名（仮称）：「●●ライン」を基本とし、航路が分かる名称を運航事業者が決定

2 表記ルール

共通ブランド名は必ず掲載し、視認性の最も高い場所に表示する。

共通ブランド名は、単独で使用可能とする。

サブブランド名を記載する場合は、必ず共通ブランド名と併記し、次の構成とする。

「共通ブランド名 | サブブランド名（運航事業者名）」

その他の名称や情報を記載する場合は、共通ブランド名とサブブランド名の視認性を損なわない控えめな表現とし、事前に東京都と協議し、了承を得なければならない。

3 ロゴ運用ルール

使用可能なロゴは、共通ブランドロゴのみとする。

運航事業者のロゴその他のロゴを使用する場合は、共通ブランドロゴの視認性を損なわない控えめな表現とし、事前に東京都と協議し、了承を得なければならない。

4 禁止事項

サブブランド名を共通ブランド名より大きく表示し、又は強調すること。

複数の名称を併記し、ブランドの階層を曖昧にすること。

独自のブランド情報等を強調すること。

5 その他

使用ルールが変更された場合は、最新のルールに従うこと。